

求職者支援訓練に関する認定申請について

兵庫労働局職業安定部訓練室

平成29年度における**兵庫地域職業訓練実施計画**に基づき、平成29年12月15日開講の訓練認定規模は、表のとおりです。

訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を中心とします。

表1(各分野予定数)

		12月15日開講
基礎コース		105人
基礎内訳	介護福祉系以外	75人
	介護福祉系	30人
実践コース		225人
実践コース内訳	介護福祉系	45人
	営業・販売・事務分野	60人
	情報系	30人
	医療事務分野	30人
	その他成長分野	60人
申請書提出開始日		平成29年8月16日(水)
申請書提出締切日		平成29年8月29日(火)

表1のうち、特別枠は次のとおりです。

	新規参入枠	託児サービス付訓練コース及び短時間訓練コース枠	地域共有枠	阪神地域指定枠	姫路地域指定枠
基礎コース	20%(21人)	1コース	設定なし	1コース	1コース
実践コース	20%(45人)	1コース	設定なし	1コース	1コース
上記実践のうち介護福祉分野				1コース	1コース

・認定単位期間については、兵庫においては毎月ごとに認定を行います。

・認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、兵庫労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部のホームページに掲載します。

・認定申請は、独立行政法人**高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部**が受け付けします。(連絡先:06(6431)8727)

・求職者支援訓練の受講者募集に関する広告、案内の作成については、兵庫労働局ホームページにアップしている留意事項(「原則として雇用保険を受給できない求職者の方が対象です」)を参照のうえ作成をお願いいたします。

留意事項(「原則として雇用保険を受給できない求職者の方が対象です」)を、リーフレット(訓練案内のチラシ)の裏面に使用することについては任意とします。

なお、広告、折り込み等の内容に関する事前の確認につきましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部と兵庫労働局が行います。

※ 訓練1コースの上限定員は、基礎コース15人・実践コース15人とします。

※ 基礎コースについて、認定単位期間で介護福祉系に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で介護福祉系以外の分野へ振り替えることも可能とします。

※ 新たに訓練を実施する施設を確保するため、基礎コース20%、実践コース20%の新規参入枠を設けます。

※ 実践コースの同一分野における新規参入枠のコース設定は1コースとします。なお、同一分野とは、実践コース19分野のそれぞれをいいます。

※ また、新規参入枠については認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、上記の値を超えてはならないが同一認定単位期間内で新規参入枠に振り替えることも可能とします。

※ 託児サービス付訓練コース及び短時間訓練コース枠での選定からもれた場合は、通常枠での選定を行います。

※ 地域共有枠は、別表のとおり2グループに分別、各グループで「基礎コース」「実践コース」のいずれかを3カ月に1回設定します。

※ 12月開講の地域共有枠の設定はありません。

※ 阪神地域指定枠の範囲は尼崎公共職業安定所、西宮公共職業安定所、伊丹公共職業安定所管轄内とする。地域指定枠での選定からもれた場合は、通常枠での選定を行います。

※ 姫路地域指定枠の範囲は姫路公共職業安定所管轄内とする。地域指定枠での選定からもれた場合は、通常枠での選定を行います。

※ 阪神・姫路地域指定枠の地域において、新規参入枠による選定がされた場合、当該地域指定枠での選定は行わず、通常枠での選定を行います。

別表(地域共有枠グループ)

Aグループ	Bグループ
豊岡公共職業安定所管内 (出張所・分室を含む)	洲本公共職業安定所管内
西脇公共職業安定所管内	龍野公共職業安定所管内 (出張所を含む)
柏原公共職業安定所管内 (出張所を含む)	神戸公共職業安定所 三田出張所管内

※ 同一法人が1申請期間内に同一地域で申請できる申請件数は、2コースとする。なお、同一地域とは、開講を予定している施設を管轄する公共職業安定所管内をいいます。

※ 同一法人が1申請期間内に同一分野で申請できる申請件数は、基礎コースと実践コース合わせて2コースとする。なお、同一分野とは、基礎コース20分野及び実践コース19分野をいいます。

※ 神戸公共職業安定所管轄以外の各公共職業安定所管轄においては、同一分野の訓練設定を上限2コースとします。(基礎コースを除く)